藤枝市家庭用ポータブル蓄電池等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

(対象者)

第1条 市長は、再生可能エネルギーの有効利用及び災害発生時の非常用電源の確保を図るため、 太陽光を利用して充電ができる家庭用ポータブル蓄電池等(以下「蓄電池等」という。)を購入 する市民に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝 市補助金等交付規則(平成17年藤枝市規則第2号)及びこの要綱の定めるところによる。 (京義)

第2条 この要綱において「家庭用ポータブル蓄電池等購入事業」とは、第4条に定める要件に適合する蓄電池等を自ら使用する目的で購入する事業をいう。

- 第3条 補助を受けることのできる者は、次に掲げる要件を全て備えた者とする。
 - (1) 市内に住所を有し、かつ、居住している者(法人を除く)
 - (2) 申請時点において蓄電池等を購入していない者。ただし、市長が別に定める日以前に事業を開始する者についてはこの限りではない。
 - (3) 過去1年以内に本補助金の交付を受けていない世帯の者
 - (4) 納付すべき市税を滞納していない者
 - (5) "もったいない"エコファミリー宣言をしている者 (対象機器)
- 第4条 補助の対象となる蓄電池等は、蓄電池、直流交流変換器及び充電用太陽電池で構成された 可搬用の完結型電源装置で交流100V出力端子を備えたものとする。ただし、次に掲げるものを 除く。
 - (1) 中古品及び個人売買によるもの
 - (2) オプション品及び交換部品

(補助の対象及び補助率(額))

- 第5条 補助の対象となる経費は、家庭用ポータブル蓄電池等購入事業に要する経費のうち、蓄電 池等の購入金額(消費税を含まない。)とする。
- 2 補助額は、補助の対象経費の3分の1以内(10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。)とし、20,000円を限度とする。
- 3 補助の対象となる蓄電池等は、1世帯当たり1基とする。

(交付の申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付の申請をする日の属する年度の2月末日までに、次に掲げる書類を添えて補助金交付申請書(第1号様式)を提出しなければならない。
 - (1) 購入予定機器の内容がわかるカタログ等
 - (2) 申請者の住所が確認できるものの写し(運転免許証等)
 - (3) 市税を滞納していないことを証明できる書類(完納証明書等)
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

- 第7条 市長は、補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。
- 第8条 交付の決定に際しては、次に掲げる事項を条件とする。
 - (1) 補助事業の内容を変更し、又は中止しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。
 - (2) 補助金の交付申請をした日が属する年度内に蓄電池等を購入すること。
 - (3) 補助事業により取得した蓄電池等については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、他の者に転売し、又は貸与してはならないこと。

(変更(中止)承認)

第9条 補助事業者は、補助事業の変更又は中止の承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて変更(中止)承認申請書(第3号様式)を、市長に提出しなければならない。ただし、購入予定機器の変更がなく、交付決定額の20パーセント以内の軽微な変更については、この限りではない。

- (1) 変更の場合は、変更後の機器の内容がわかるカタログ等
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、補助事業の変更(中止)承認申請があった場合は、内容を審査し、変更の承認をする ときは、変更(中止)承認書(第4号様式)により通知するものとする。 (実績報告)
- 第10条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、補助事業を完了した日から起算して30日を 経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれ か早い日までに実績報告書(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければ ならない。
 - (1) 申請者宛の領収書(品名、型番及びメーカー名の記入があるもの)
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 (補助金額の確定)
- 第11条 市長は、前条の報告を受けた場合においては、その報告書に係る補助の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、必要に応じ現地調査し、適合すると認めたときは、補助金交付確定通知書(第6号様式)により通知するものとする。

(請求)

第12条 補助事業者は、前条の通知を受領した日から起算して10日を経過した日までに振込先口座 を確認できるものの写し(預金通帳、キャッシュカード等)を添えて請求書(第7号様式)を提 出しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

- この告示は、公示の日から施行し、平成31年度分の補助金から適用する。 附 則
- この告示は、公示の日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。 附 則
- この告示は、公示の日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。